

○被疑者の公開捜査要綱の制定について

令和3年3月24日

例規第5号県警察本部長

改正 令和4年3月例規第13号、5年6月第20号、7月第28号、6年2月県警察本部訓令第3号

部・課（隊・所）長

警察学校長

警察署長

次のとおり被疑者の公開捜査要綱を制定し、令和3年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

被疑者の公開捜査要綱

第1 目的

犯罪情勢及び社会環境の変化に的確に対応し、適正かつ効果的な被疑者の公開捜査を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開捜査の意義

被疑者の公開捜査とは、被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止を目的として、被疑者の氏名又は画像、捜査用似顔絵等の捜査資料を不特定多数の者に公表することにより、積極的に国民の協力を求める捜査手法をいう。

例えば、報道機関等を通じ広く一般に公開する場合は、被疑者の氏名のみでも公開捜査に含むが、質屋、古物商その他被疑者の立ち回りが予想される箇所（以下「立ち回り先」という。）に限定し、ちらし等を配布して行う個別の協力依頼は、公開捜査に含まない。

第3 公開捜査の要件

公開捜査は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、犯罪反復のおそれ、捜査上の必要性、被疑者や関係者の名誉、信用、プライバシー等（以下「名誉等」という。）への影響等の諸要素を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 次のいずれかの事件であること。

ア 凶悪事件

殺人、強盗、不同意性交等及び放火の罪をいう。

イ 財産犯のうち、悪質重要な事件

財産犯のうち、犯行の手段、方法が悪質で被害額も相当多額にわたり、又はわたることが見込まれる事件をいう。

ウ 反社会性の強い集団の構成員と認められる者により敢行された事件

客観的資料から、暴力団、国際犯罪組織、極左暴力集団等の反社会性の強い集団の構成員と認められる者が敢行した事件（集団の威力を背景としないものを除く。）をいう。

エ その他社会的危険性があり、又は社会的反響の大きい事件

社会に著しい不安感を与え、犯行の手段又は方法が悪質で被害が重大であるなど、社会的危険性の高い、又は、社会的反響の大きい事件をいう。

(2) 公開する人物を被疑者と認める十分な根拠があること。

ア 被疑者の人定が特定されている場合

前記(1)の事件について、指名手配が行われていることを要する。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、逮捕状及び逮捕状に代わるものを取得し、又は、指名手配を行う前に公開捜査を行うことができる。ただし、この場合においても、令状発付後、直ちに指名手配を行わなければならない。

(ア) 被疑者であることが明白であること。

(イ) 犯罪反復のおそれが極めて高いこと。

イ 被疑者の人定が特定されていない場合

次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、公開捜査を行うことができる。

(ア) 公開する写真又は捜査用似顔絵の人物について、各種証拠、資料から前記(1)の事件の被疑者と認めるに足りる十分な根拠があること。

(イ) 犯罪反復のおそれが極めて高いこと。

(ウ) 社会的危険性が高いこと。

(3) 20歳以上の被疑者であること。

公開捜査の対象は、少年法第22条第2項、同法第61条及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第209条の趣旨に鑑み、20歳以上の被疑者に係る事件でなければならない。

ただし、被疑者が、20歳未満の者（以下「少年」という。）の場合であっても、少年自身の保護と社会的利益との均衡、捜査の必要性等の諸要素を総合的に勘案してその要否を判断し、必要かつ適切と認められる場合には、例外的にこれを行うことが許される。

また、人定が明らかでなく少年の可能性が認められる場合は、被疑者が少年である可能性の程度や公開捜査に代替する手段等を見極めた上で、公開捜査の要否を判断しなければならない。

第4 公開捜査の必要性の判断

1 高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、第3により公開捜査の要件に該当すると認められる対象事件を認知し、公開捜査が必要と認めたときには、対象事件の捜査を主管する警察本部の所属長（以下「事件主管課長」という。）にその旨を報告すること。

2 事件主管課長は、警察署長等から報告を受けた対象事件について、次に掲げる事項を総合的に検討し、公開捜査の必要性を判断すること。

(1) 被疑者の追跡捜査の状況

(2) 犯罪反復の可能性

(3) 捜査上の必要性又は支障

(4) 被害者の名誉等の二次的被害又は安全確保上の問題等

(5) 被疑者の名誉等への影響

第5 公開捜査の時期、方法等

1 公開の時期及び方法等

事件主管課長は、個々の具体的事案に応じて、報道機関、インターネット、ポスター、ちらし等各種の広報媒体の特性を考慮した効果的な時期、手法を選定すること。

なお、公開捜査に際して、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用する場合、公開した被疑者の写真、防犯カメラ画像等を第三者が複製し、インターネット上に残存するおそれがあることに配慮すること。

2 警察庁との協議

事件主管課長は、公開捜査を行うことにより、被疑者の逃走、被害者の二次的被害、犯罪組織による被疑者への報復などが生じるおそれがあると認められる場合又は被疑者が少年である場合で、その公開に慎重な判断を要するときは、警察庁の事件主管課等との協議を行うこと。

3 公開する事項

公開するに当たっては、被疑者の氏名の公開のほか、個々の具体的事案に応じて、写真、防犯カメラ画像等の画像記録（以下「写真等」という。）やイラスト、捜査用似顔絵、音声記録等を活用するほか、以下に掲げる事項を公開すること。

(1) 被疑者の人定が特定されている場合

正確な資料により確認できた被疑者の氏名、年齢、身体的特徴、職業、出身地等の事項

(2) 被疑者の人定が特定されていない場合

捜査により判明した被疑者の推定年齢、身体特徴、着衣、所持品等、公開捜査を効果的かつ適切に行うために必要な事項。ただし、写真等を公開する場合は、被疑者の写真等であることを十分確認するとともに、これら所有者等に対し、公開捜査への使用について了承を得ること。

4 非公開とする事項

- (1) 被疑者の素行、経歴及び精神的障害に関する事項
- (2) 被疑者の家族関係に関する事項
- (3) 参考人に関する事項

5 少年の保護の尊重

被疑者が少年である場合又はその可能性が認められる場合の公開捜査に当たっては、捜査用似顔絵を公開するなど被疑者の名誉等の侵害の程度が低い資料の公開を先行させた後、なお効果が得られない場合に写真等を公開するなど、活用する資料、広報媒体等について慎重に検討すること。

6 関係者等の名誉等に対する配慮

公開捜査に当たっては、警察署長等は、被害者・被害関係者に対し、事前に、公開捜査に対する十分な説明を行い、了承を得ることとし、被害者及び被疑者並びにその家族等の関係者の名誉等を尊重し、社会的に相当かつ妥当な方法で行うこと。

特に、犯罪事実の概要を公開する場合には、捜査上の支障に加え、被害者、被害関係者の名誉等に十分配慮すること。

第6 公開捜査の管理

1 公開捜査の事前審査

事件主管課長は、公開捜査を行おうとする場合には、警察署長等と協議の上、公開捜査管理表（別記様式）を作成の上、刑事企画課長の審査を受けること。

2 公開捜査の厳正な審査

刑事企画課長は、事件主管課長からの依頼に基づき、公開捜査の対象、必要性、時期、方法等について、厳正に審査し、公開捜査の適否を決定すること。

3 警察庁との事前協議

被疑者が少年である場合の公開捜査に当たっては、事前に人身安全・少年課長に通知した上で、警察庁刑事局刑事企画課長及び生活安全局少年課長と協議してその適否を決定すること。ただし、犯罪反復のおそれが極めて高い場合で、急速を要し、協議するいとまがないときは、公開捜査開始後、速やかに報告すること。

4 関係記録の管理等

（略）

第7 留意事項

1 被疑者検挙後等における措置

(1) 被疑者を検挙するなど公開捜査の必要がなくなった場合は、公開した被疑者に係るポスター、写真等の速やかな撤去や削除を行うとともに、報道機関への告知を確実に行うなどの解除措置を徹底すること。

(2) 公開捜査を行った被疑者が少年であった場合の検挙に係る報道発表については、少年法第61条、犯罪捜査規範第209条等の趣旨を踏まえて行うこと。

2 立ち回り先に対する協力依頼

(1) 立ち回り先に対して行う協力依頼は、関係者等の名誉等の尊重の見地から慎重を期するとともに、依頼先の選定に当たっては、当該事件の捜査状況、罪種、被疑者の行動実態等を総合的に検討の上、立ち回りの蓋然性が高いものに限定すること。

(2) 立ち回り先にちらし等を配布する場合は、立ち回り先以外の者の目に触れないよう取扱いについて十分な指導を行うこと。

(3) 配布先が全国又は数都道府県に及ぶなど極めて多数にわたる場合には、公開捜査に準じて取り扱うこと。

別記様式 （略）